

調停委員會に對する 我々の態度を聲明す

今回電氣局の發表した整理案は、従業員一萬八百名の全員解雇と賃銀半減による繼續採用と云ふ、前古未會有の彈壓案であり、此の案の實施によつて従業員的生活は根底より破壊せられるのである。

我等は此の整理案が従業員に餓死的生活を強要するのみでなく、斯かる暴案によつても電氣局の更生は不可能であり、絶対に出來得るものではないことを確信し、又此の案の實施が社會全般に及ぼす影響の甚大なるを恐れ、案の撤回を當局に要求したのである。

然るに當局は我々の要求に耳をも藉さず、即時拒絶し一方的な專斷によつて飽迄、其の實施を固守し頑として肯かなかつたのである。斯くて我々も如何共詮なく當局に反省を求め其の撤回を要求して罷業の舉に出たのである。しかし乍ら我々は交通労働者の罷業が社會的影響の深甚なるを考慮し、當局に於て誠意を示さば、何時にても罷業は打切るべきことは罷業宣言以來我等の繰り返し聲明した所である。

罷業開始以來交通事故は續出し、交通不安は極度に高まりつゝあるにも拘はらず、當局は却つて感情的となり圓滿なる解決への道は、深刻なる罷業の激化へと方向を向け來つたのであつた。

斯くて罷業十有二日、強制調停發令となり、我等は罷業を休戦し、電氣局は整理案を留保し、九月二日の發表以前に立遣ることになつたのだ。我等は罷業に對して尙充分の餘力を残してゐる。此の餘力を有する一萬二千の全罷業員をして休戦一米の如く行動せしめることが、如何に難事中の難事であり、容易ならざるものであるかは論を俟たないのだ。しかも我々は此の罷業を勇敢に決行した。それは整理案の全的留

保の當局の聲明を堅く信じ、交通不安の一刻も速なる除去を念願したからである。

然るにその後の當局は整理案は一應留保したとは云ひ罷業中に於ける、派生的問題たる職首者の就業出勤を拒否し、或ひは十六日夜に至り電燈課、檢査員二十七名の全員に對して、急速連送内容證明により出勤停止を命ずるが如き、我々は當局の無謀にして今尙一片の誠意の片鱗だも見る事の出來ざるのみか、却て挑戰的態度に出でつゝあることに對して、斷乎として其の非を攻め即時反省を求めねばならぬ。又斯かる態度を以て調停委員會に臨むとすれば、其の歸着する所今日より明瞭である。

我々は嘗て昭和七年の強制調停委員會に於ても、一千六百名の職首と二百萬圓の貸下を餘儀なくされたのであつた。だが當時に於ける委員會に於ては、只に我々の賃下げのみでなく市電今日の恐慌の最大原因たる市價の整理の如き、或ひは電力問題の如きも討議決定されたるにも拘はらず、斯かる方面に對して何等其の實行を企圖しないのである。近く開かれんとする調停委員會は當局の今尙頑迷固陋なる態度によつて、到底圓滿なる進行は期すべくもない。當局にして今日の態度を改めず委員會に臨むとすれば、其の結果再度の憂慮すべき事態に對しては、その責當局にあつて我等の開知せざる所であることは以上によつて明らかである。

我等は茲に當局が驕然として反省し、整理案を全的に留保し、調停委員會に臨まれんことを要望すると同時に、誠意を示さざる限り決裂の責當局にあることを斷言するものである。

右聲明す

昭和九年九月二十一日

東京 交通労働組合
争議團首脳部